

## 他県条例の主な構成と論点

<b>前文</b>	○ これまでの取組 ○ 課題と障害者理解の重要性の認識 ○ 条例制定の目的（決意）
<b>目的</b>	障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を図り、共生社会の実現に寄与すること
<b>定義</b>	○ 障害者 ○ 社会的障壁
<b>基本理念</b>	○ 基本的人権の尊重 ○ 障害及び障害者の理解促進 ○ 社会参加の機会の確保 ○ 地域社会における共生
<b>責務・役割等</b>	○ 県の責務 ○ 県民及び事業者の役割 ○ 財政上の措置

(主な論点)

- ・ 盛り込むべき項目、要素等及びその内容

<b>障害を理由とする差別の禁止</b>	○ 不当な差別的取扱いの禁止 ○ 合理的配慮の提供
----------------------	------------------------------

(主な論点)

- ・ 事業者を除く一般私人（県民）の「障害を理由とする差別の禁止」の（努力）義務化

<b>障害を理由とする差別の解消のための体制</b>	○ 相談体制 ○ 紛争解決のための体制
----------------------------	------------------------

(主な論点)

- ・ 相談体制における市町と県の役割分担及び規定内容
- ・ 紛争解決のための体制の仕組（例：助言・あっせん、勧告、公表）
- ・ 助言・あっせんの実施機関（例：知事又は第三者機関（調整委員会））
- ・ 第三者機関の設置形態（17条協議会の活用等）

<b>共生社会実現に向けた施策の推進</b>	○ 普及啓発 ○ 福祉教育 ○ 交流による相互理解
------------------------	---------------------------

(主な論点)

- ・ 盛り込むべき項目及びその内容

<b>附則</b>	○ 施行期日 ○ 検討
-----------	-------------

(主な論点)

- ・ 事業者による合理的配慮の提供の義務化の施行期日（改正法はR6.6月までに施行）